

地域クラブ募集要項 (2回目)

1 目的

かこ☆くらの趣旨及び本募集要項を理解し、こどもたちにスポーツ、文化芸術活動を提供 できる地域クラブを募集するにあたり、その手続について必要な事項を定めます。

2 募集する地域クラブの活動概要

項目	内容	
	「加古川市における部活動地域展開に関する考え方 (注 3) 」及び	
活動内容	「かこ☆くら活動ガイドライン ^(注4) 」に基づいた、スポーツ・文	
	化芸術活動の指導(見守り)及び地域クラブの運営	
活動場所	市内の学校施設や公共施設、民間施設 等	
参加対象	加古川市立学校に通う生徒を含むすべての方	
定員	地域クラブが設定	
上 貝	(※定員の設定にあたっては、ガイドライン「2(1)」を参照)	
会費	地域クラブが設定	
五 須	(※会費の設定にあたっては、ガイドライン「2(16)」を参照)	
活動時間	週当たり最大 11 時間程度	
休 養 日	週当たり2日以上	
	令和8年8月1日~令和9年3月31日まで	
活動期間	※毎年度更新制	
	※部活動の終了時期が学校ごとに異なるため、活動開始時期が	
	前後する場合があります。	
審查方法	申請内容の確認及び面談(ヒアリング)	
田田 田 万 伝	※審査結果は、文書にて通知します。	

⁽注1) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン https://www.mext.go.jp/sports/content/20240827-spt_oripara-000037750_00130.pdf (注2) 兵庫県部活動地域移行推進計画

https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/uploads/sites/8/2024/08/suisinplan.pdf

(注3) 加古川市における部活動地域展開に関する考え方

(注4) かこ☆くら活動ガイドライン

1

3 募集内容

- (1) ソフトボール
- (2) ハンドボール
- (3) 既存の部活動にない種目(活動場所を確保しているものに限る。)

※既存の部活動等については、別紙1「加古川市立中・義務教育学校 部活動一覧表」 を参照

4 地域クラブの応募資格等

次に掲げる条件をすべて遵守できる団体とします。

- (1) 加古川市立学校に在籍する生徒の参加を合理的な理由なく拒否しないこと。
- (2) 指導者は加古川市の実施する研修を毎年受講すること。
- (3) 地域クラブの活動に参加する者全員が適切な保険に加入すること。
- (4) 参加する者の健康面に配慮し、活動中や移動中の安全確保に努め、事故やトラブルの未然防止に努めること。
- (5) 地域クラブの代表者は 18 歳以上(高校生は除く)であり、スタッフは 2 名以上(代表者含む)で構成されていること。
- (6) いかなる場合においても各種ハラスメントを行わないこと。
- (7) 「加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例」第2条に該当しないこと、あるいは該当しない者で構成されていること。
- (8) 参加者に対し、政治的、宗教的活動を行わないこと。
- (9) 営利を目的とした活動を行わないこと。
- (10) その他、「加古川市における部活動地域展開に関する考え方」及び「かこ☆くら活動ガイドライン」を遵守した活動を実施すること。

5 申請方法及び期限

(1)申請方法

「かこがわオンライン申請システム」により申請。

※申請事項は別紙2「申請事項一覧」を参照

URL: https://lgpos.task-asp.net/cu/282103/ea/residents/portal/home

ΩR



※オンラインによる申請が困難な場合は、以下の「【問合せ先】」までご連絡ください。

(2)申請期間

令和7年12月1日(月)~令和8年1月13日(火)

6 質問の受付と回答

募集要項やかこ☆くら活動ガイドライン等、「かこ☆くら」の活動に関して不明な 点等がある場合は、質問書(様式1)により、以下の「【問合せ先】」までメールに て提出してください。

なお、提出のあった質問書に対する回答は、市ホームページにて掲載します。

- (1) 提出期限:令和7年12月12日(金)
- (2) 回答予定日: 令和7年12月19日(金)

7 審査について

(1)審査方法について

申請内容を確認のうえ、必要に応じて面談(ヒアリング)を行い審査します。 面談は、令和8年1月中旬以降を予定していますが、応募状況等により変更 となる可能性があります。なお、面談は加古川市市民協働部スポーツ・文化課 の職員のほか、必要に応じて教育委員会職員を加え実施するものとします。

また、審査の結果、条件を満たしていると判断された場合は、市が実施する研修会を受講することを前提に「仮登録」を行います。研修を受講されなかった場合、仮登録は取消しとなりますのでご注意ください。

- (2) 審査結果の通知
 - ①審査結果は、すべての申請団体に文書で通知するほか、市ホームページに て公表します。
 - ②審査結果に対する異議申立てはできません。

8 事業開始までのスケジュール (予定)

令和7年12月1日(月) 地域クラブ募集

12日(金) 質問締め切り

19日(金) 回答予定日

令和8年1月13日(火) 申請書の提出期限

1月下旬~ 募集クラブ面談(ヒアリング)予定

2月 募集クラブ審査結果通知

4月 生徒・保護者へ地域クラブの周知

6月 指導者研修の実施

7月 研修受講証及び本登録通知の発送

8月 「かこ☆くら」開始

9 その他

- (1) 一度提出いただいた書類は返却しません。
- (2) 提出いただいた書類は地域クラブの選定事務等に必要な範囲で複製します。
- (3)提出いただいた書類の著作権は提案者に帰属するものとします。 ただし、市は登録を認めた地域クラブの公表や、今後、部活動の地域展開を推進 していくにあたり、市が必要と認める場合には、提出書類等の内容を無償で使用で きるものとします。情報公開請求があった場合、加古川市情報公開条例(平成10年 条例27号)に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- (4)提出書類に虚偽の記載があった場合、地域クラブに対し速やかに活動停止を命じる他、登録を取り消す場合があります。
- (5) 提案に要した費用の一切は、すべて提案者の負担とします。
- (6)地域クラブとしての申請が1つの活動場所に対して多数あった場合は、ヒアリング等を行ったうえで、持続可能な活動が可能であるか等、総合的に判断し、選定します。この場合、希望される活動場所以外での活動を提案する場合があります。
- (7)地域クラブの活動内容が本来の目的から逸脱した場合や提出書類の内容と著しく 異なる場合、公共施設(学校施設を含む)を故意に破損させた場合等には、市と市 教育委員会、また施設管理者らが協議し、活動を中止させるだけでなく、登録を取 り消す場合があります。
- (8) 申請フォームに基づき申請いただくことで、「かこ☆くら活動ガイドライン」に 定める「2-(3)活動方針」及び「「2-(4)活動計画」を策定したことにな ります。

【問合せ先】

〒675-8501

加古川市加古川町北在家 2000 番地 加古川市役所 新館 3 階

市民協働部 スポーツ・文化課

スポーツ推進係(担当:新谷、前田)

TEL: 079-427-9180 FAX: 079-424-1373

MAIL: well@city.kakogawa.lg.jp

別紙1「加古川市立中·義務教育学校 部活動一覧表」

No.	運動部	No.	文化部
1	野球	1	吹奏楽(管楽)
2	陸上競技	2	音楽部
3	バスケットボール	3	園芸
4	バレーボール	4	演劇
5	ソフトテニス	5	ESS
6	卓球	6	書道
7	バドミントン	7	放送
8	ソフトボール	8	情報関係
9	サッカー	9	合唱(コーラス)
10	柔道	10	美術
11	剣道	11	文芸
12	水泳	12	家庭
13	ハンドボール	13	華道(生け花含む)
		14	茶道
		15	生活
		16	クラフト
		17	国際交流
		18	総合科学
		19	新聞
		20	ボランティア

[※]既存部活動にない種目の地域クラブの立ち上げを希望する場合は、事前にお問い合わせください。

別紙2「申請事項一覧」

項目	申請内容
	①地域クラブ名
	②運営主体 (必要に応じて)
	③代表者情報
	(氏名、住所、生年月日、電話番号、メール、職業 等)
団体情報	④スタッフ人数
	⑤スタッフ情報
	(氏名、住所、生年月日、電話番号、メール、職業、役割 等)
	⑥連絡責任者情報(氏名、電話番号、メールアドレス)
	⑦登録区分
	⑧活動種別及び種目
	⑨活動目的
	⑩地域クラブのアピールポイント
	⑪会費 (会費の内訳及び金額)
	⑫活動希望エリア
活動情報	⑬参加対象者
	④ 定員数
	⑤活動時期
	⑯活動希望場所
	⑪活動希望曜日
	18活動希望時間帯
その他情報	⑲その他伝達事項(申請内容以外で伝えたいことがあれば)